

商品概要説明書

1. 商品名	財形年金預金
2. 商品概要	<ul style="list-style-type: none"> 勤労者財産形成促進法に基づく貯蓄で、勤労者が在職中に資産形成を行い老後の生活資金として受取ることができる預金です。 財形住宅預金と合算で元利金あわせて550万円までお利息が非課税扱いとなります。
3. ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"> 当金庫と財形貯蓄契約をしているお取引先企業(事業者)の従業員の方 (契約時の年齢が満55歳未満) (他金融機関を含めお1人様1契約となります。) ※事業主の方が従業員の申込書をまとめて当金庫にお申込ください。
4. 期間	・5年以上の期間にわたって毎年1回以上定期的に預入れしていただきます。
5. お預入 ①お預入方法 ②お預入金額 ③お預入単位	給与・賞与から天引きします。 1,000円以上 1円単位
6. 据置期間	・5ヶ月以上5年以内で自由にご指定できます。
7. 年金受取 ①受取開始 ②受取期間 ②受取周期・回数	満60歳に達した日以降 5年以上20年以内 2ヶ月ごと又は3ヶ月ごとに受取口座に自動入金いたします。
8. 利息 ①適用金利 ②利払方法 ③計算方法	預入時の店頭表示利率を満期日まで適用します。 引出の際に元金とともにお支払します。 付利単位を1円とし、1年を365日とする日割計算します。
9. 課税方法	<ul style="list-style-type: none"> 財形年金預金と合算で元利金あわせて550万円まで非課税扱いとなります。 ※年金目的以外の引出の場合、課税扱いでの全額解約となります。 (引出日より5年間さかのぼって課税(国税15%、地方税5%)されます。) ※但し、非課税限度額を超過した場合又は積立の中断が2年を超えた場合、その後に支払われる利息は課税扱い(国税15%、地方税5%)となります。 ただし、平成25年1月1日から平成49年12月31日は復興特別所得税が追加課税され20.315% (国税15.315% 地方税5%)
9. 金利情報の入手方法	店頭の金利表示ボード他、ホームページ上でもご覧いただけます。
10. 手数料	—
11. 付加できる特約事項	—
12. 中途解約時の取扱	・中途解約利率により利息計算します。
13. 苦情処理措置 紛争解決措置	<ul style="list-style-type: none"> 本商品の苦情等は、当金庫営業日(9～17時)に、営業店又は総務部にお申し出下さい。 下記の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客様は、当金庫営業日(9～17時)に当金庫総務部又は全国しんきん相談所にお申し出下さい。 東京弁護士会 03-3581-0031 第一東京弁護士会 03-3595-8588 第二東京弁護士会 03-3581-2249 全国しんきん相談所 03-3517-5825 当金庫総務部 0276-72-2565
14. その他重要事項	<ul style="list-style-type: none"> この預金は、預金保険制度の対象となります。 財形持家融資制度、財形教育融資制度の貸付対象となります。 (別途審査があります)